

29信監第10号
平成29年11月28日

信濃町長 横川正知様
信濃町議会議長 小林幸雄様
信濃町教育委員会教育長 竹内康則様

信濃町監査委員 清水 岳美
信濃町監査委員 佐藤 武雄

平成29年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

平成29年度定期監査報告書

第1 監査の実施期間

平成29年9月25日から平成29年11月22日まで

第2 監査の対象課等

全課等対象、詳細は別添（10頁）のとおり。

第3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

監査の範囲 平成29年4月1日から平成29年9月30日までに執行された事務事業等

第4 監査の方法

平成29年度上半期（必要に応じて28年度繰越事業含む）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係書類等に基づき、関係職員から説明を聴取した。

監査に当たっては、その事務事業が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、抽出により照合・実査等の監査手続を実施した。

また、例月現金出納検査の結果も参考にして監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果、予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に監査の報告とあわせ意見として記載した。

今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので記載を省略した。

予算の執行状況

(1) 歳入の状況 (平成29年9月30日現在)

(単位：円、%)

区分 会計名	予算現額	調定額	収入済額	調定に対する 収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
一般会計	6,073,075,000	3,299,836,262	2,783,585,963	516,250,299	45.8	84.4
国民健康保険 特別会計	1,472,003,000	796,345,154	591,761,994	204,583,160	40.2	74.3
後期高齢者医療 特別会計	105,426,000	74,899,396	33,122,266	41,777,130	31.4	44.2
介護保険事業 特別会計	898,428,000	661,201,625	373,854,789	287,346,836	41.6	56.5
古海診療所 特別会計	4,730,000	107,241	107,241	0	2.3	100.0
下水道事業 特別会計	450,592,000	59,844,434	46,433,574	13,410,860	10.3	77.6
農業集落排水 事業特別会計	220,137,000	17,922,221	17,459,821	462,400	7.9	97.4
特定環境保全公共 下水道事業特別会計	27,298,000	2,386,402	2,094,492	291,910	7.7	87.8
個別排水処理施設 整備事業特別会計	11,132,000	1,915,045	1,889,275	25,770	17.0	98.7
水道事業会計	収益的 200,092,000	100,243,959	100,243,959	0	50.1	100.0
	資本的 37,896,000				8.3	100.0
病院事業会計	収益的 1,366,042	490,242	490,242	0	35.9	100.0
	資本的 60,353				0	0

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

(2) 歳出の状況 (平成29年9月30日現在)

(単位：円、%)

区分 会計名	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
一 般 会 計	6,073,075,000	1,877,642,608	4,195,432,392	30.9
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	1,472,003,000	578,588,770	893,414,230	39.3
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	105,426,000	48,095,119	57,330,881	45.6
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	898,428,000	357,305,786	541,122,214	39.8
古 海 診 療 所 特 別 会 計	4,730,000	52,173	4,677,827	1.1
下 水 道 事 業 特 別 会 計	450,592,000	156,542,845	294,049,155	34.7
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	220,137,000	93,860,836	126,276,164	42.6
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	27,298,000	5,024,078	22,273,922	18.4
個 別 排 水 処 理 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計	11,132,000	4,602,030	6,529,970	41.3
水 道 事 業 会 計	収益的 218,424,000	44,564,613	173,859,387	20.4
	資本的 120,704,000	66,527,914	54,176,086	55.1
病 院 事 業 会 計	収益的 1,529,837	670,380	859,457	43.8
	資本的 102,841	39,392	63,449	38.3

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

第6 監査の意見

1 各課等共通事項

(1) 収入未済額の縮減について

一般会計、特別会計、公営企業会計の平成28年度末の収入未済額は以下のとおり、依然として多額となっており、収入未済額の縮減は、町民負担の公平確立と財源確保の観点からも極めて重要です。

(単位：円)

会計	内 容	収入未済額		
		平成28年度	平成27年度	増 減
		(A)	(B)	(A)-(B)
一般会計	町税	111,078,355	132,553,017	△ 21,474,662
	保育料	366,000	429,800	△ 63,800
	情報通信使用料	466,840	435,160	31,680
	牧場使用料	1,163,900	1,164,900	△ 1,000
	道路・公共物使用料	21,420	24,400	△ 2,980
	公営住宅使用料	56,900	95,400	△ 38,500
	手数料	1,105,150	1,271,870	△ 166,720
	土地・建物貸付収入	289,620	1,187,751	△ 898,131
	黒姫保健休養地管理料	18,000	22,000	△ 4,000
	町営住宅共用部分光熱費	25,830	0	25,830
	雑入	0	0	0
	小 計	114,592,015	137,184,298	△ 22,592,283
特別会計	国民健康保険税	38,029,115	39,757,039	△ 1,727,924
	後期高齢者医療保険料	1,803,530	1,518,980	284,550
	介護保険料	5,408,359	4,885,262	523,097
	水道使用料	76,580	53,610	22,970
	下水道受益者負担金	3,135,500	5,094,000	△ 1,958,500
	下水道使用料	694,370	576,810	117,560
	農業集落排水分担金	110,000	120,000	△ 10,000
	農業集落排水使用料	86,680	47,950	38,730
	特定環境保全下水道使用料	0	0	0
	個別排水処理施設使用料	9,540	0	9,540
	小 計	49,353,674	52,053,651	△ 2,699,977
合 計	163,945,689	189,237,949	△ 25,292,260	
公営企業	水道事業	5,032,564	3,886,417	1,146,147
	病院事業	301,612,708	227,956,335	73,656,373
	小 計	306,645,272	231,842,752	74,802,520
総 合 計	470,590,961	421,080,701	49,510,260	

町税は、長野県地方税滞納整理機構への移管及び個別滞納整理等により、収入未済額の縮減に向けて努力をされていますが、引き続き、現年度分については新たな滞納の発生を防ぐとともに、滞納繰越分については、早期解消に向け全庁一丸となって対策を講じてください。

また、各課等が所管する税外収入及び公営企業収益の滞留未収金については、一定の収入未済額が長期に固定化している傾向が見受けられるので、引き続き早期の解消に努めてください。

(2) 事務の適正性の確保について

町職員がそれぞれの事務を執行するに当たっては、地方自治法や町の各種規則に基づいて処理することが基本であり、概ね適正に行われています。

しかしながら、一部の事務処理において、担当者の起案の不備やミスが是正されないまま決裁されている事例が見受けられました。

書類の決裁回議に当たって、特に上司は、部下の起案の内容が法令・規則等と照らし適正であるか否かを確認した上で決裁することが求められます。

(3) 町税等滞納者からの現金受領について

町税、国民健康保険税等の滞納者宅へ戸別訪問し現金納付された際の事務処理については、現金取扱員である町の職員が、現金と引き替えに領収書を滞納者に渡し、納入済通知書と現金を持ち帰り収納する方法をとっています。

この手順の中で、仮に納入済通知書と現金を紛失する等の事故が発生した場合、町の電算システム等ではチェックができず、滞納者からの申し出に頼っている状況にあります。

万が一の事故に備えて、納入済通知書に連番を付すなどのチェック機能を持たせることが必要です。

(4) 補助金の交付について

補助金等の交付に当たっては、信濃町補助金交付規則及び個々の補助金等に応じて定められる交付要綱に基づき交付されていますが、一部の補助金について、個々の交付要綱が作成されていない事例が見受けられました。

補助対象経費及び補助率等を規定し、具体的な補助額を決定するための交付要綱は重要ですので、個々の補助金ごとに整備されることを求めます。

なお、交付要綱を策定するために必要な、補助金交付規則の運用指針等を定めることが望まれます。

(5) 契約関係

① 単価契約の決裁区分について

町は、結核検診・肺がん検診等の各種検診について、長野市内の公益財団法人と各種検診単価による委託契約を締結しています。契約単価はいずれも100万円未満であることから、信濃町事務処理規則別表第4の(8)の規定により課長が専決しています。

しかしながら、本契約の年間支払い額は2,348千円と見込まれており、単価契約とはいえ年間歳出額を決定する行為であるため、決裁区分は年間支出予定額をもとに判断することが妥当と考えます。

単価契約による同様の事例が他にも見受けられることから、信濃町事務処理規則中に単価契約の場合の決裁区分を規定することが望まれます。

② 1者随契について

随意契約の見積書の徴収については、信濃町財務規則第102条本文の規定により2以上の者から徴することを原則としています。しかし、町が締結した各種契約の中に1者随契による事例が多くあり、特に町のパンフレット・ポスター作成などについて、1者随契とする明確な理由が示されないまま契約されている例も見受けられました。

1者随契は不利な条件で契約を締結する恐れがあることから、町の定める「財務規則の運用について」及び「随意契約適正執行のための指針」に基づき、明確な理由がある場合を除いて、2以上の者から見積書を徴し、予算の節約に努めてください。

③ 電算システム等の保守委託契約について

町は、情報系システム機器の保守委託、戸籍総合システム関係の保守委託等各種の保守業務について、毎年度それぞれの機器を納入した事業者と委託契約を締結しています。

これら機器及びシステムの保守は、その対象となる機器に付随するものであり、保守の相手方を年度ごとに変更することはないと思われるので、信濃町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、契約の効率化と事務の簡素化を図ることが望まれます。

2 各課指摘事項等

【総務課】

(1) 市町村共同電子申請・届出サービス負担金について（まちづくり企画係）

町は、長野県市町村自治振興組合が運営する電子自治体推進事業に加入し、平成 29 年度は 80,310 円の負担金を支出しています。

町は、「町へのご意見・ご提案」以下 14 項目のフォームを利用していますが、今年度の 9 月末現在の利用件数はわずか 2 件と少なく、有効活用されているとは言い難い状況にあります。

電子自治体推進事業の今後の動向を注視するとともに、場合によっては加入の是非を検討することが望まれます。

【産業観光課】

(1) 支出負担行為の事前審査について（商工観光癒しの森係）

平成 29 年度黒姫駅業務委託に関し、10,142 千円の支出負担行為が決議されていますが、事前審査が行われていません。

地方自治法第 232 条の 4 第 2 項、及び信濃町財務規則第 58 条に規定する支出負担行為の事前審査を必ず行ってください。

(2) 弁天島公衆便所改築工事について（商工観光癒しの森係）

公衆便所の出入り口に男女それぞれの表示マークが取り付けられていますが、木製の同一色であり、形も男女の別が一見して判明しにくい状況です。一般に見られるカラー表示のマークは、国立公園地域ということで避けたようですが、そうであるなら、男女が明確に判別できる形状ものを使用することが望まれます。

(3) 有害鳥獣駆除事業委託契約について（農林畜産係）

有害鳥獣駆除事業の委託料の支払い時期については、信濃町猟友会長との業務委託契約書第 6 条第 2 項で、請求を受けた日から 40 日以内と規定しています。

地方公共団体が準用する政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第 6 条では、当該契約の支払時期を 30 日以内とされていますので、これに従うようにしてください。

(4) 有害鳥獣駆除事業の実績報告について（農林畜産係）

信濃町猟友会長から提出される駆除業務の実績報告書中に、駆除を行った鳥獣名及び頭数が記載されていますが、駆除した事実が確認できる書類等が添付されていません。

駆除実績が客観的に把握できる写真等の添付を求めてください。

【建設水道課】

(1) 建設工事変更契約書について（水道係）

平成 28 年度（債務負担行為）信濃町上水道事業下荒瀬原夕影線配水管布設替工事 2 について、平成 29 年 7 月 28 日付で工事内容の変更契約を締結していますが、契約書中の「7 変更工事の内容」欄の記載すべき事項が空欄になっていました。他にも同様の事例が見受けられることから、早急な整備を求めます。

(2) 下水道負担金について（下水道係）

柏原公共下水道受益者負担金の滞納繰越額が 3,135,500 円に上っていますが、納入の督促は年 2 回納入通知を発送するに止まっています。

滞納者の納入意識は時間と共に低下する恐れがありますので、負担の公平性を確保する観点からも、早期に滞納者と接触を図り納入計画を策定する等の対策が望まれます。

【教育委員会】

(1) 販売物品の予算計上について（野尻湖ナウマンゾウ博物館）

野尻湖ナウマンゾウ博物館では、各種の書籍並びに物品を販売していますが、町の会計には販売利益分のみ歳入としているだけで、書籍・物品の購入及び販売に関する予算が計上されていません。

地方自治体の財政は総計予算主義を採用していますので、地方自治法第 210 条に基づき適切な処理をしてください。

(2) 玄関マットの賃貸借契約について（野尻湖ナウマンゾウ博物館）

博物館の玄関マットについて、長野市内の S 社と年間レンタル契約を締結しています。

今年度は、博物館の改修工事があることから、9 月以降契約内容の一部を変更して納入されていますが、変更契約が結ばれていません。早急に契約書を整えてください。

(3) 販売物品の取扱について（一茶記念館）

一茶記念館では、各種の書籍並びに物品を販売していますが、その取り扱いは一般の事務用品等と同様に消耗品として処理されています。

販売を目的に購入した物品は商品ですので、帳簿の整備並びに在庫管理を徹底するなど、きちんとした取り扱いを行ってください。

(4) 学校徴収金の取扱について（信濃小中学校）

信濃小中学校では、給食費、旅行積立金及び P T A 会費を学校徴収金として保護者から徴収しています。これら徴収金の出納については、収入伺い及び支出伺いにより決裁を受けた後処理することを原則としていますが、支出済みの事案の中に、支出伺いがな

いまま支出されていた事例、現金で支払った書類の整備がなされていない事例などが見受けられました。

学校徴収金の取り扱いについては、上水内学校集金運営規定（平成10年4月1日施行）に基づき処理されていますが、当該規定には、通帳及び印鑑の管理方法、収入支出の具体的な手順等細部について定められていないため、事務処理の誤り防止、事故防止の点から、学校独自の取扱規程を定めることが必要です。

【信越病院】

（1）産業廃棄物処理委託契約について

信越病院から排出される産業廃棄物に関し、その収集・運搬をD社に委託し、産業廃棄物処理委託契約書を取り交わしています。委託料等については、契約書第2条第2項に産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬の単価を規定し、それぞれ「別紙参照」とされていますが、契約書に別紙の添付がなく、契約額等が不明です。

支払額の根拠がないまま請求され支出している状況は、非常に好ましくないので早急に整備してください。

（2）賃貸借契約について

信越病院では、酸素濃縮装置機器、持続陽圧呼吸療法装置及び従圧式陽圧人工呼吸器についてはA社と、在宅酸素ポンプ等についてはB社と、それぞれ1者随契で賃貸借契約を締結しています。

しかしながら、地方自治法施行令第167条各号に規定する随意契約の根拠及び信濃町財務規則第102条第1項ただし書きに規定する1者随契とする根拠が示されていません。また、契約に関する書類は、契約締結時の伺いのみであり、信濃町財務規則第102条第1項本文に規定する見積書の徴収も行われていません。

平成29年3月10日町制定の「随意契約適正執行のための指針」に準拠するとともに、法律・規則等に基づく適切な事務処理に努めてください。

平成 29 年度定期監査日程表

実施日	対象課等	監査対象等
9 月 25 日(月)	議会事務局、監査委員事務局	調書監査
9 月 29 日(金)	総務課、税務会計課 全係	調書監査
10 月 3 日(火)	住民福祉課 全係	調書監査
10 月 6 日(金)	産業観光課 全係	調書監査
10 月 11 日(水)	住民福祉課	特別会計 (現地監査)
	信越病院	調書監査
10 月 13 日(金)	教育委員会 全係	調書監査
10 月 27 日(金)	建設水道課 全係	調書監査
	建設水道課 建設係	道路改良等工事の工事監査
	建設水道課 下水道係	長寿命化工事の工事監査
10 月 30 日(月)	産業観光課 農林畜産係	農産物直売所 (現地監査)
	産業観光課 商工観光・癒しの森係	弁天島公衆便所 (現地監査)
	総務課 財政係	普通財産土地 (現地監査)
	総務課 まちづくり企画係	公会堂 (現地監査)
11 月 6 日(月)	教育委員会 総務教育係	信濃小中学校 (現地監査)
	教育委員会 ナウマンゾウ博物館係	野尻湖ナウマンゾウ博物館 (現地監査)
	教育委員会 生涯学習係	富士里支館 (現地監査)
11 月 20 日(月)	教育委員会 総務教育係	信濃小中学校 (現地監査)